

※ 平成 30 年 4 月 1 日から村補助額が変わります ※

十島村滞在費用助成事業実施要綱（ホテルの宿泊費用補助事業）の改正に伴い、宿泊補助金上限額の変更、及び補助対象年齢の引き上げを行います。
皆様の御理解と御協力をよろしくお願い致します。

【村補助額の変更内容】

対象	現行補助基準	改正後基準 (4/1~)	備考
一般	利用料金の 1/2 以内。ただし、上限を 800 円とする。	利用料金の 1/2 以内。ただし、 上限を 400 円 とする。	現行補助基準 -400 円
70 歳以上及び中学生 75 歳以上、または中学生 ※ただし、生年月日に応じて補助対象とする (下記参照)	利用料金の 1/2 以内。ただし、上限を 1,400 円とする。	利用料金の 1/2 以内。ただし、 上限を 1,000 円 とする。	現行補助基準 -400 円
小人	利用料金から 700 円を差し引いた額	利用料金から 1,200 円を差し引いた額。	現行補助基準 -500 円

【利用者負担基準の特例について】

【対象者】: 75 歳以上の利用者。ただし、生年月日が左欄に掲げる者は右欄の年齢から、75 歳以上の利用者と同じ補助内容とする。

生 年 月 日	補助対象となる年齢
昭和23年4月1日以前	70
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	71
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	72
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	73
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	74
昭和27年4月2日以後	75

※（例）

- ①一般大人1泊 4,200 円で宿泊した場合、利用者負担は 3,800 円、村助成額は 400 円となります。
- ②75 歳以上、または中学生が1泊 4,200 円で宿泊した場合、利用者負担は 3,200 円、村助成額は 1,000 円となります。
- ③小人の負担額は一律 1,200 円であり、差額は村が助成致します。
- ④昭和 24 年 8 月 21 日に出生された方は、72 歳を迎えた日から「75 歳以上、または中学生」の補助額となります。

※※問い合わせ先※※

十島村役場 総務課

099-222-2101